

# 【事業承継セミナー】 事業承継時は解除のチャンス！？ 「経営者保証ガイドライン」とは

講師

大阪府事業承継ネットワーク事務局経営者保証コーディネーター  
中小企業診断士／事業承継マネージャー

稲谷 誠人 氏

2020年10月13日

## 事業承継時は 解除のチャンス！？

# 「経営者保証ガイドライン」とは

公益財団法人 大阪産業局  
大阪府事業承継ネットワーク事務局  
経営者保証コーディネーター  
中小企業診断士 稲谷 誠人

# 1. 自己紹介

# 自己紹介

## ● 名字に特徴

いな

たに

稲

谷

(左から読んでも)

I NA

TA NI

(右から読んでも)

I NA

TA NI

# 自己紹介

## ● 略 歴 (総 合)

|     |   |
|-----|---|
| 氏 名 | 稲谷 誠人 (イナタニ マコト)  |
| 学 歴 | 慶應義塾大学 商学部  |
| 職 歴 | りそな銀行 (27年間)<br>りそな総合研究所 (5年間)                          |
| 資 格 | (公的) 中小企業診断士、一級販売士<br>(民間) 中小企業事業再生マネージャー<br>事業承継マネージャー |

# 自己紹介

## ●職 歴（りそな銀行／旧・大和銀行）

| 部 門                     | 部 署 名  |
|-------------------------|--|
| 営業店                     | 久米田、渋谷、四条大宮<br>大阪営業部                                       |
| 本 部<br><br>(大阪)<br>(東京) | 資金運用、投信企画、営業統括<br><br>融資企画、融資審査、債権管理<br><br>企業調査、事業再生、各種PT |


# 自己紹介

## ●職 歴（りそな総合研究所）

| 項 目         | 業 務 内 容          |
|-------------|------------------|
| ①後継者塾       | 事務局・<br>コーディネーター |
| ②公開セミナー     | 運営・企画            |
| ③企業内研修      | 運営（アテンド）         |
| ④取引先の会（講演会） | 運営（アテンド）         |

# 自己紹介

## ●活動内容

|     |   |
|-----|---|
| 屋号  | 次世代サポート   |
| 所在地 | 大阪府堺市堺区中瓦町1-4-22<br>大阪信用金庫堺東ビル2F 夢やさかい  |
| 業務  | <p>(1)銀行取引の改善</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・経営改善・資金繰り改善</li><li>・事業再生</li></ul> <p>(2)後継者の育成指導</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・後継者のための家庭教師</li></ul>  |



# 自己紹介

## ●現在（週3日）

|    |  |
|----|--|
| 社名 | 公益財団法人 大阪産業局   |
| 部署 | 大阪府事業承継ネットワーク事務局                                     |
| 肩書 | <b>経営者保証コーディネーター</b>                                 |
| 業務 | 国主導で今年4月からスタートした<br><b>事業承継時の経営者保証解除</b> を<br>推進すること |
| 連絡 | (電話) 06-4708-7027<br>(メール) inatanim@obda.or.jp       |



## 2. 事業承継時に やるべきこと

# ヒト・モノ・カネ・情報

|    |   |
|----|---|
| ヒト | <ul style="list-style-type: none"><li>・先代社長、古参社員、問題社員との関係</li><li>・採用・配置・育成・退職</li><li>・取引先との関係</li></ul> |
| モノ | <ul style="list-style-type: none"><li>・主力製品のライフサイクルの見極め</li><li>・新製品開発、新分野進出の検討</li></ul>                 |
| カネ | <ul style="list-style-type: none"><li>・資金繰り改善(支払条件、回収条件)</li><li>・資金調達(増資、借入) ・<b>経営者保証</b></li></ul>     |
| 情報 | <ul style="list-style-type: none"><li>・情報化対応、ペーパーレス化</li><li>・ノウハウ、技術伝承、仕組化・見える化</li></ul>                |

# 3. 事業承継の障害

# 「経営者保証」は 事業承継の大きな障害

## 中小企業経営者（381万人）

中企庁HPをもとに作成

|       |       |     |
|-------|-------|-----|
| 70歳未満 | 136万人 | 36% |
| 70歳以上 | 245万人 | 64% |
| 後継者確定 | 127万人 | 50% |
| 後継者未定 | 127万人 | 50% |

廃業・M&A予備軍

## 後継者未定の理由（127万人）

|          |      |     |
|----------|------|-----|
| 後継者候補がない | 98万人 | 77% |
| 後継者候補が拒否 | 29万人 | 23% |

## 候補者の拒否理由（29万人）

|         |      |     |
|---------|------|-----|
| 経営者保証以外 | 12万人 | 40% |
| 経営者保証   | 17万人 | 60% |

# 4. 経営者保証 ガイドライン

## 経営者保証ガイドラインの話をする前に

Q. なぜ金融機関は、融資をするときに、経営者保証を取るのでしょうか？

A1. 会社(債務者)が返済できなくなった場合、代わりに返済してもらうためです。

信用力がある場合、取らないこともあります。

(例)

上場企業

## 経営者保証ガイドラインの話をする前に

Q. なぜ金融機関は、融資をするときに、経営者保証を取るのでしょうか？

A2. 経営者に覚悟を求めるためです。

自分の人生、生活をかけて、本気で事業に打ち込んでいるかを試しています。

失敗したら、無一文になるかもしれないリスクを冒してまでやるなら、金融機関も本気で応援しますよということ。



# 経営者保証の問題点は？

1. 会社(債務者)が返済できない場合、経営者(保証人)は私財を売ってでも返済しなければならない。
2. すぐに全額返済できない場合、経営者(保証人)は全額返済ができるまで、返済し続けなければならない。
3. 多額の借入金がある場合、経営者(保証人)は全額返済ができないので、自己破産せざるを得ない。
4. このため、経営者(保証人)は立ち直ることができず、新たな事業を起こすことが難しい。

# 「経営者保証ガイドライン」とは？

## 経営者保証ガイドライン

### 経営者保証を解除するための自主的ルール

- ・日本商工会議所・全国銀行協会が定めたもの
- ・平成25年12月公表、平成26年2月運用開始

## ガイドラインを利用すると

1. 経営者は自己破産を避けられる
2. 保証債務の免除を受けられる
3. 残せる財産が増える
  - ・自由財産99万円を残すことができる
  - ・一定期間の生計費を残すことができる
  - ・華美でない自宅等も残すことができる  
但し、担保権が設定されている場合は難しい

早期の事業再生や  
新たな事業展開が  
促進される

## 経営者保証解除の3要件

### 1. 法人と経営者の関係の明確な区分・分離

- ①法人・経営者間の資金のやりとりが、社会通念上、適切な範囲を超えていない
- ②法人・個人の一体性の解消に努める
- ③外部専門家による検証を実施し、金融機関に開示も

### 2. 財務基盤の強化

- ①法人のみの資産・収益力で10年弁済が可能であること

### 3. 財務状況の正確な把握、 情報開示等による経営の透明性確保

- ①法人から適時適切に財務情報等が提供されること

# 「経営者保証解除の3要件」とは？

## 経営者保証解除の3要件

簡単に言いますと

1. 法人と個人の明確な分離
2. 債務超過でなく、10年弁済が可能
3. 財務情報について適時適切に開示

# 金融機関で分かれる「10年弁済」の見方

$$(10年弁済の算定式) \quad \frac{\text{分子}}{\text{分母}} \leq 10年$$

| 算式 | 銀行 | 実態バランス調整後    |
|----|----|--------------|
| 分子 | A行 | 有利子負債 ※      |
|    | B行 | 有利子負債－運転資金 ※ |
|    | C行 | 有利子負債－現金預金   |
|    | D行 | 固定資産－純資産     |
| 分母 | 共通 | 当期利益＋減価償却費   |

※ 有利子負債＝短期借入金＋長期借入金＋社債

※ 運転資金＝売上債権＋棚卸資産－仕入債務

# 「経営者保証ガイドライン」の特則とは？

## ガイドラインの特則

### 金融機関に対するもの

## 1. 二重保証の禁止

(原則) 前経営者・後継者の双方から二重に保証を求めないこと

(例外) 求める場合は、十分な説明と理解をしてもらうことが必要

## 2. 後継者からの保証徴求は慎重に

- ・ 後継者に当然に保証を引き継ぎをさせてはいけない
- ・ 保証契約の必要性を検討し、慎重な判断が必要

## 3. 第三者保証の禁止

- ・ 改正民法の施行(R2. 4. 1)により制限される
- ・ 経営者以外の第三者保証を求めない融資慣行の確立を求める

# 経営者保証ガイドラインの使い方

| 時 期   | 内 容                            | 恩恵者 |     |
|-------|--------------------------------|-----|-----|
|       |                                | 経営者 | 後継者 |
| 平常時   | 経営者自らが金融機関と交渉し、保証解除を勝ち取る       | ◎   | △   |
| 窮境時   | 個人破産を免れる手立てとして活用する。但し、全行同意が必要  | ◎   | —   |
| 事業承継時 | 経営者保証コーディネーター等の公的機関のサポートを利用できる | ○   | ◎   |

# 5. 経営者保証

コーディネーター



# 「経営者保証コーディネーターの役割」とは？

|           |                |
|-----------|----------------|
| 1. 事業を統括  | 事務局に常駐、案件の進捗管理 |
| 2. 窓口機能   | 金融機関や支援機関などと連携 |
| 3. 業務推進   | 案件掘り起し、相談受付    |
| 4. 要件確認   | 経営者保証の解除要件を確認  |
| 5. 磨き上げ支援 | よろず支援拠点などを斡旋   |
| 6. 専門家を派遣 | 金融機関と目線合わせ     |

# 「事業承継時の経営者保証解除」に向けた支援フロー

中小企業

(事業承継時に経営者保証解除を希望)

「相談申込書」の他に、次の書類が必要

①事業承継計画書、②決算書、③試算表、④資金繰り表

経営者保証コーディネーター

(経営者保証ガイドラインの3要件をチェック)

クリアした場合

クリアできない場合

専門家を派遣  
(金融機関と目線合わせ)

既存支援制度を提案  
(改善をアドバイス)

金融機関

(保証解除) 事業承継時特別保証制度の活用など

(解除不可) 事業者が改善策に取り組む

# 相談申込書

(書式1-1)

## 相談申込書

令和 年 月 日

大阪府事業承継ネットワーク  
経営者保証コーディネーター 例中

相談企業

住所

会社名

代表者名

印

(連絡先)

相談保証人

住所・氏名

印

※保証人が複数の場合は保証人全員記載すること

当社及び私は、別紙誓約書に記載された事項を十分に確認したうえで誓約し、当社が事業資金を借り入れるに当たり提供している経営者保証にかかる相談を申し込みます。なお、当社及び私の相談内容が守秘義務により保護されるものであり、本相談の遂行のために、事業承継ネットワーク全国事務局、地域事務局、派遣専門家、経済産業省（各経済産業局等も含む）、中小企業庁及び独立行政法人中小企業基盤整備機構に開示される以外に、私の承諾なく、その他の第三者に開示されないことを理解しました。

以上

以下、意向確認に使用

事業承継ネットワークに支援を希望する範囲は以下の通り。

(希望する支援業務内容の文頭に○を記載のこと)

|                          |  |
|--------------------------|--|
| <input type="checkbox"/> | 事業承継時判断材料チェックシートの判定のみを希望<br>(金融機関との日繰合わせは、申請者が単独で実施)               |
| <input type="checkbox"/> | チェックシートの判定+金融機関との日繰合わせに派遣専門家の同席を希望<br>(チェックシートが未充足の場合、働き上げ支援施策の紹介) |

※チェックシート判定後に、経営者保証コーディネーターが改めて意向を確認します。

印は実印でなくてもOK  
取引印(銀行印)で可能

保証人である「経営者(社長)」  
または その他の保証人

印は実印でなくてもOK  
取引印(銀行印)で可能

# 事業承継時判断材料チェックシート

| 事業承継時判断材料チェックシート |   |  |  |
|------------------|---|--|--|
|                  | No. <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">          </span> / <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">          </span> |  |  |
| 住所               |   |  | 作成日 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">          </span> / <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">          </span> / <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">          </span> |
| 企業名              |   |  | 経営者保証コーディネーター  |
| 代表者名             |   |  | 印  |

| 必須書類                             | 説明ポイント   | 経営者保証〇〇<br>使用欄 |    |
|----------------------------------|--|----------------|----|
|                                  |  | 個別             | 総合 |
| ① 事業承継計画書                        | a 事業承継に取り組む中小企業・小規模事業者である<br>※書式は任意。信用保証協会が定める事業承継計画書様式も可<br>b 税務署に申告した財務情報と同一の情報が金融機関に適切に開示されている<br>(税務署受付印が押印されている、または電子申告の確認資料(受付結果(受信通知)等)が添付されていること)<br>c 経営者が法人の事業活動に必要な本社・工場・営業車等の資産を有していない<br>なお、事業資産の所有者が決算書で説明できない場合、所有資産明細書等を添付すること<br>⇒【追加書類】所有資産明細書等<br>◆ 経営者が有している場合、適切な資料が支払われているか賃貸借契約書等を添付すること<br>⇒【追加書類】賃貸借契約証書等(写しでも可)<br>d 法人から経営者等への資金流用(貸付金、未収入金、仮払金等)がない<br>◆ 貸付金等がある場合、一定期間での解消意向を説明するため、契約書類等を添付すること<br>⇒【追加書類】金銭消費貸借契約書、借用書等(写しでも可)<br>e 法人と経営者の間の資金のやり取りが社会通念上適切な範囲を超えていない<br>具体的には、①役員報酬や配当、交際費等が法人の規模、収益力に照らして過大ではないこと<br>②経営者やオーナー一族への資金流出・愚的な資産のシフトはしていないこと |                |    |
| ② 決算書                            | f 法人のみの資産・収益力で借入返済が可能と説明できる<br><参考1>EBITDA有利子負債倍率<br>【計算式】(借入金・社債一税預金)÷(営業利益+減価償却費)<br>期            倍            期            倍<br>g <参考2>フリーキャッシュフローの実績<br>【計算式】税引後当期利益+減価償却費<br>期            千円            期            千円            期            千円<br>h <参考3>純資産額の実績<br>期            千円            期            千円            期            千円   |                |    |
| ③ 試算表<br>(決算後3か月以内の<br>場合には提出不要) | g 金融機関からの求めに応じて財務情報を適時適切に提供できる体制が整っており、継続的に提供する意思があること   |                |    |
| ④ 資金繰り表                          | h 試算表と合わせて資金繰り表を提出し、金融機関に財務情報を提供する体制が整っている<br>i 当面の資金繰りに資金不足が生じていないことが、資金繰り表により確認できること   |                |    |

| 任意書類                       | 説明ポイント  | 経営者保証〇〇<br>使用欄 |
|----------------------------|---|----------------|
| ⑤ 税理士法第33条の2に基づく添付書面       | j 決算書を確認する際の補強材料として使用                               |                |
| ⑥ 「中小企業の会計に関する基本要領」チェックリスト | k 決算書を確認する際の補強材料として使用                               |                |
| ⑦ 事業計画書等                   | l 事業承継後の事業方針や業績見通しが明確になっているか(ローカルベンチマーク等の財務分析資料を含む) |                |
| ⑧ 社内管理体制図                  | m 取締役会の適切な開催や、会計参与の設置、監査体制の確立等による社内管理体制の整備状況を説明できるか |                |
| ⑨ 監査報告書                    | n 公認会計士による会計監査、適正意見の確認                              |                |

<留意事項> 本チェックシートの確認とは別に、金融機関及び信用保証協会による審査があります。  
 チェックシートの有効期限は、作成日から3か月以内。  
 信用保証協会の事業承継特別保証を申込する場合は、信用保証協会の受付日が有効期限内である必要があります。

本社・工場・営業車が社長名義か？

会社から社長に資金流用があるか？

役員報酬や交際費が多額でないか？

会社の収益力で10年弁済ができるか？

# 「10年弁済」の見方が変わる

$$\text{(10年弁済の算定式)} \quad \frac{\text{分子}}{\text{分母}} \leq 10\text{年}$$

## 平常時

| 算式 | 実態バランス調整後    |
|----|--------------|
| 分子 | 有利子負債 など     |
| 分母 | 当期利益 + 減価償却費 |

## 事業承継時

| 算式 | 表面財務         |
|----|--------------|
| 分子 | 借入金・社債 - 現預金 |
| 分母 | 営業利益 + 減価償却費 |

# 事業承継計画書

年 月 日

## 事業承継計画書

住 所

法 人 名

代表者名

印

大阪信用保証協会の制定書式

印は実印でなくてもOK  
取引印(銀行印)で可能

### 1. 事業承継の概要※

| 被承継者                                       | 氏 名  | 年 齢      | 事業承継(予定)日 |             |      |          |     |
|--|------|----------|-----------|-------------|------|----------|-----|
|  |      | 印        | 年 月 日     |             |      |          |     |
| 承継者  | 氏 名  | 年 齢      | 被承継者との関係  |             |      |          |     |
|  |      | 印        |           |             |      |          |     |
| 事業承継理由                                     |      |          |           |             |      |          |     |
| 承継者の経歴(これから事業承継を予定している場合のみご記入ください。)        |      |          |           |             |      |          |     |
| 株主構成の推移                                    |      |          |           |             |      |          |     |
| 事業承継前                                      | 株主氏名 | 被承継者との関係 | 持株数       | 事業承継後(予定会社) | 株主氏名 | 被承継者との関係 | 持株数 |
|  |      |          | 株         |             |      |          | 株   |
|  |      |          | 株         |             |      |          | 株   |
|  |      |          | 株         |             |      |          | 株   |
|  |      |          | 株         |             |      |          | 株   |
|  | 合計   |          | 株         | 合計          |      | 株        |     |
| 円滑な事業承継に向けた準備(これから事業承継を予定している場合のみご記入ください。) |      |          |           |             |      |          |     |
| (内外の関係者との調整、承継者の教育、その他事業承継に係る課題及び解決策等)     |      |          |           |             |      |          |     |

※事業承継済みの場合は、次のとおりご記入ください。

(1)「被承継者」及び「承継者」欄への押印は不要です。(2)「事業承継(予定)日」とは、登記事項証明書における代表者への就任日です。

### 2. 収支計画

(単位:千円)

|      | 前期実績   | 今期見込   | 計画1期目  | 計画2期目  | 計画3期目  | 計画4期目  |
|------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
|      | (年 月期) | (年 月期) | (年 月期) | (年 月期) | (年 月期) | (年 月期) |
| 売上高  |        |        |        |        |        |        |
| 経常利益 |        |        |        |        |        |        |

私は、今後も、金融機関等の求めに応じ、財務状況と経営状況等の報告を適時適切に行うことを確約します。

信用保証協会へお申し込みされる場合は、以下もご記入ください。

### 3. 事業承継特別保証制度の申込人資格要件の確認

| 申込人資格要件<br>(いずれかに○) | 【事業承継予定】(1)3年以内に事業承継を予定している。 | 【事業承継済み】(2)事業承継日から3年を経過していない。 |
|---------------------|------------------------------|-------------------------------|
|                     |                              |                               |

※上記以外に一定の財務要件等を満たしている必要があります。

※【事業承継済み】の場合は、事業承継日が令和2年1月1日から令和7年3月31日の期間内である必要があります。

(信用保証協会へは、本計画書の原本を提出してください。)

# 6. 信用保証協会 事業承継 特別保証制度

# 信用保証協会の「事業承継特別保証制度」とは？

## 1. 事業承継時に利用可能

- ・ 保証申込受付日から3年以内に事業承継を予定している法人
- ・ R2. 1/1～R7.3/31までに事業承継を実施し、3年を経過していない法人

## 2. 経営者保証が不要

## 3. 信用保証料が大幅に軽減できる

- ・ 但し、経営者保証コーディネーターの確認を受けた場合

## 4. 経営者保証がある既存借入金も借換可能

- ・ プロパー借入の借換も可能

## ● 財務要件等

- ① 資産超過であること
- ② EBITDA有利子負債倍率が10倍以内であること
- ③ 法人・個人の分離がなされていること
- ④ 返済緩和している借入金がないこと（但し、コロナ禍によるリスクは除く）



# 信用保証協会の「事業承継特別保証制度」とは？

|          |  |
|----------|--|
| 1. 資金使途  | 事業資金<br>(既存プロパー借入金の借り換えも可能)  |
| 2. 融資限度額 | 有担保:2億円、 無担保:8,000万円   |
| 3. 保証期間  | 10年以内 (分割返済/据置は1年以内)   |
| 4. 保証料率  | 有担保:0.32%~1.62%<br>無担保:0.45%~1.90%<br>【経営者保証コーディネーターの確認がある場合】<br>0.20%~1.15% |
| 5. 連帯保証人 | 不要   |
| 6. 受付場所  | 金融機関経由<br>(与信取引のある金融機関に限る)   |

# 最後に（「事業承継時の経営者保証解除」のご相談）

## ご持参・ご準備いただきたい資料

### 1. 相談申込書

相談申込書

令和 年 月 日

大阪府事業承継ネットワーク  
経営者保証コーディネーター 例中

相談企業  
住所  
会社名  
代表者名 \_\_\_\_\_ 印  
(連絡先)

相談保証人  
住所・氏名 \_\_\_\_\_ 印

※保証人が複数の場合には保証人全員影響すること。

当社及び私は、別紙誓約書に記載された事項を十分に確認したうえで誓約し、当社が事業資金を借り入れるに当たり提供している経営者保証にかかる相談を申し込みます。なお、当社及び私の相談内容が守秘義務により保護されるものであり、本相談の遂行のために、事業承継ネットワーク全国事務局、地域事務局、探達専門家、経済産業省（各経済産業局等も含む）、中小企業庁及び独立行政法人中小企業基盤整備機構に開示される以外に、私の承諾なく、その他の第三者に開示されないことを理解しました。

以上

以下、意向確認に使用

事業承継ネットワークに支援を希望する範囲は以下の通り。

(希望する支援業務内容の文頭に○を記載のこと)

|                          |  |
|--------------------------|--|
| <input type="checkbox"/> | 事業承継時判断材料チェックシートの判定のみを希望<br>(金融機関との日繰合わせは、申請者が単独で実施)               |
| <input type="checkbox"/> | チェックシートの判定+金融機関との日繰合わせに探達専門家の同席を希望<br>(チェックシートが未充足の場合、磨き上げ支援施策の紹介) |

※チェックシート判定後に、経営者保証コーディネーターが改めて意向を確認します。

### 2. 事業承継計画書（信用保証協会）

### 3. 決算書（過去3期分）

### 4. 試算表（決算後3カ月経過の場合）

### 5. 資金繰り表

## 連絡先

公益財団法人 大阪産業局  
大阪府事業承継ネットワーク事務局  
経営者保証コーディネーター  
稲谷 誠人（イナタニ マコト）

電話 06-4708-7027

メール inatanim@obda.or.jp